

## 船橋市まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の推進を図るため、船橋市まち・ひと・しごと創生推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合戦略及び地方人口ビジョンの策定及び改訂に関すること。
- (2) 総合戦略に基づく施策の推進及び効果の検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、別表に掲げる者をもって組織する。

### (本部長及び副本部長)

第4条 推進本部に本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は企画財政部を担任する副市長をもって充てる。
- 3 本部長は所掌事務を統括し、推進本部を代表する。
- 4 本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、副本部長がその職務を代行する。

### (会議)

第5条 推進本部の会議は、必要のつど本部長が招集し、議事の進行及び整理は、企画財政部長が行う。

- 2 本部長は、必要に応じて、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

### (プロジェクトチーム)

第6条 本部長は、特別の事項について調査検討させるため、必要に応じて本部にプロジェクトチームを設置することができる。

- 2 プロジェクトチームの構成員は、市職員のうちから、本部長が指名する。

### (事務局)

第7条 推進本部の事務局は、企画財政部政策企画課に置くものとする。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成27年4月13日から施行する。

### 別表

市長、副市長、市長公室長、企画財政部長、総務部長
--------------------------